

京情審答申第131号
平成30年3月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年10月13日付け 7 教学第1231号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年8月17日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年8月31日、実施機関は、本件請求に対して、別紙の1に掲げる文書及び別紙の3に掲げる文書については保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）を行い、別紙の2に掲げる文書については「通勤費相当額算定表（月額非常勤）」を特定し公文書部分公開決定を行うとともに、別紙の4に掲げる文書（以下「請求対象文書」という。）については保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ同日、異議申立人に決定通知書を送付した。
- 3 平成27年9月1日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年10月13日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 実施機関が請求対象文書の公開をしない理由は、「本件請求に係る公文書を保有していない。」というものである。しかし、次の理由から、当該文書が存在しない理由はない。

2 福知山市教育委員会（以下「市教委」という。）から京都府中丹教育局に報告された生徒指導上の問題事象の報告（以下「問題事象報告」という。）については、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「問題行動調査」という。）と一致しなければならない。

○○年○○月○○日付けの京都府福知山児童相談所に福知山警察署から通知された児童通告書が確固たる生徒間の暴力的問題行動を示したものであるから、問題事象報告の様式1及び様式2の問題事象件数が修正され、再提出されていなければならないため、当該文書が存在しない理由はない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員が口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

請求対象文書については、問題事象報告の修正は義務付けられたものではなく、市教委から当該修正に係る報告がなかったため、実施機関において取得しておらず文書が存在しないため、非公開（不存在）としたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していない。

第6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

異議申立人が本件請求、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている文書は、平成24年6月から平成25年3月までに市教委から提出された問題事象報告の様式1及び様式2の問題事象件数が修正されて再提出されているかどうかが分かるものであると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、問題事象報告については、問題行動調査と一致しなければならないものであり、○○年○○月○○日付けの京都府福知山児童相談所に福知山警察署から通知された児童通告書により生徒間の暴力的問題行動があったことは明らかであるから、問題事象報告の様式1及び様式2の問題事象件数が修正され、再提出されていなければならないため、当該文

書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

実施機関に確認したところ、問題事象報告の修正は義務付けられたものではなく、市教委においても当該修正をする必要がないものと判断されたと考えられることから、当該修正に係る報告はなされなかつたものであり、請求対象文書を保有しておらず、また、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであつた。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがつて、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当地ある。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 10 月 13 日	諮問書の受理
平成 27 年 10 月 26 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 12 月 1 日	第 1 回審査会
平成 28 年 1 月 29 日	第 2 回審査会
平成 28 年 9 月 28 日	第 3 回審査会
平成 28 年 10 月 26 日	第 4 回審査会
平成 30 年 3 月 30 日	答 申

別紙

公文書公開請求に係る請求内容

- 1 H 24 文科初第 533 号 H 24. 8月 1 日付いじめ問題に関する児童生徒の実体把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査について（依頼）に対して福知山市教育委員会から出された回答票 C-II（具体的な事案の状況）
- 2 ○○先生 H 25 いじめ専門配置員の交通手段がわかるもの
- 3 30 年前文科省から京都府へおくられた児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、調査の概要の用紙 ひな形
- 4 2012 年 6 月～ 2013 年 3 月までに福知山市教委から出された児童生徒問題行動の調査様式 1 、様式 2 の問題事象件数が修正されて再提出されているかわかるものの